

区自治協議会条例 改正（案）の概要について

資料 報3-2

【区自治協議会のあり方検討委員会からの報告】

- 自治協は設置から10年を経過し、これまで大きな役割を担ってきたが、審議会としての役割に加え、地域代表（自治協での議論を団体へ持ち帰り、活動へ生かす等）や実施主体（自治協提案事業の企画、実施等）の役割が新たに生じてきた。
- 市からの報告案件が多く、議論に時間を割けないため、行政からの全市的な説明・報告を減らしていく。
- 「審議対象が不明確」「議論が活性化していない」との意見があるため、区の実情に応じて柔軟に対応し、役割を絞ることで明確化や活性化を図っていく必要がある。



これまで以上に、組織のあり方を区の実情に合ったものにする = 「新潟市独自」の協議会

引き続き自治協が担う主な役割

- 附属機関としての役割は継続し、「協働の要」として多様な意見の調整、取りまとめを行う。
- 総合計画及びこれに準ずる計画（区ビジョンまちづくり計画等）のうち、区に関するものについて諮問に応じ、審議し、意見を述べる。
- 委員同士の地域課題の情報共有や意見交換・課題解決に向けた方法の検討を行う。
- 区役所企画事業へ地域意見を反映させる。

今後の方向性①：全市統一となっている委員の要件や、自治協に意見を聞く項目などは区の裁量に委ねる

【変更点】

- ・ 大学教員を委員にしたくても区内に住所がないなど、有識者の選任に支障があったため、「区内」という要件から「市内」に変更する。
- ・ 諮問・建議事項は区の地域課題に関することとし、内容は区の裁量とする。
- ・ 任期制限により、代表者や参加すべき人が参加できないといったことがあったため、団体選出委員（コミ協、公共団体等）の再任回数を区が実情に応じて決められるようにする。
- ・ 委員数が多すぎて、活発な議論がしづらいとの意見があり、コミ協からの委員選出は、連合組織での選出も認める。
- ・ 必須意見聴取対象のうち、施設の設置・廃止に関するものは、小規模などを除き、区役所庁舎などを含む区民への影響が大きい施設とすることで、議論の活性化を図る。

今後の方向性②：行政からの全市的な説明・報告は減らしていく

【変更点】

- ・ 行政からの全市的な説明・報告を減らし、区内のまちづくりに関すること・課題を中心とすることで議論の活性化を図る。

今後の方向性③：自治協提案事業に、委員と区民がより主体的に関わる

【変更点】

- ・ 現状の「協働の要」としての役割に加え、地域代表・実施主体としての役割を明確化し、区（市）民への理解向上を図るため、「地域課題の解決や、情報の共有」を条例に明記する。

今後の方向性④：話しあうテーマは、区内のまちづくりに関すること、課題を中心とする

【変更点】

- ・ 審議対象が不明確、議論が活性化していないなどの課題があることから諮問・建議事項を区内のまちづくりに関すること・課題を中心とし、議論の活性化を図る。